

令和3年2月17日

於 大阪府労働委員会

近 織 大 学 事 件

【令和2年(不)第12号】

第 1 回 審 問 速 記 錄

速 記 (株) 会議録研究所

高栄倫子



C

C

証人氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

職業 被解雇者

役職 近大支部初代支部長

申立人側 山下代理人

申立人代理人の山下です。甲第31号証を示します。

(甲第31号証を示す)

この陳述書はあなたが作成しましたか。

はい、そうです。

最後のページの添付を見てください。英語の最後のページです。これは何ですか。

これは私の最後の給与明細のコピーです。

この給与は何こま分の給与でしょうか。

4こま分です。

1こまは何分授業でしょうか。

近大での1こまは、1クラス当たり90分間です。そして、1学期中に15回あります。

90分を12こま教えるとしたら週18時間になりますね。

すみません。質問をもう一度言っていただけますか。

最後のところだけね。じゃ、週の授業時間は18時間になりますね。

はい、そうです。

授業以外にですね、準備だとか学生への指導は行いましたか。

もちろん授業に対する準備というのは、教えることの一部でありますのでしておりました。そしてまた、学生との放課後などを使った指導ですけれども、オフィスやオフィスアワーというものはありませんでしたので、私は昼食の際に教室に残るとか、あと、その一日の授業の終わりであったりとかもその教室に残るなどをして対応していました。

あなたは、私学共済とか厚生年金に加入していましたか。

近大を通じての年金でしょうか。

そうです。

私はそれができませんでした。

今、日本政府から年金を受け取っていますか。

いいえ。

先ほどの甲31号証の添付の資料を見てください。毎月の給与から年金の掛け金は引かれていましたか。

いいえ。

年金に入ってないということですが、そうすると退職後の生活はどう考えてましたか。

私は、そのお給料の中から貯金をしておりました。そして、十分な退職金というものを得られるというふうに期待はしておりましたけれども、安定した退職金というものは得られておりませんので、現状であれば70歳まで働く必要があります。

近大の65歳退職というルールについてはどう思いましたか。

私にはなぜ65歳定年というものがあるのかということが理解できませんでした。

その団体交渉の場で、近大側から、関西の同様の大学においてもそのような規程があるというふうに伺いました。そして、個人的に思うのには、65歳であれ70歳であれ定年を設けるということは、その年まで働いて、その同じ給与を今度新しく入ってきた経験のない講師に支払うというのは、非常に私にとっては理解し難いということです。

先ほど、交渉の場で近大が関西地区の大学は65歳定年があると言ったんですか、それとも70歳定年があると言ったんですか、どちらですか。

ほかの大学は70歳が定年であると言いました。

それでは近大ができるだけ長く働きたかったということですね。

はい、もちろんです。

次、組合への関わりについて質問します。教育合同の近大支部が結成されたときに支部長に選ばれましたか。

はい、選ばれました。

数年にわたって、もともと教えていた12こまに戻すように要求してきたというのですが、最終的には12こまになったんですか。

はい。最後には戻りました。

12こまに戻ったとき、どう感じましたか。

非常に長い年月、何年もかかったなと思いましたけれども、最終的に12こまに戻

ったことをうれしく思いました。しかし、皮肉にもその年が近大で働けた最後の年となりました。

次、雇い止め解雇についてお尋ねします。陳述書によれば、2018年の団交で教育合同が65歳を超えてもあなたを継続するように新たな要求を出したとなっていますけれども、そのとおりですか。

はい、そうです。

この要求に対して、近大は検討すると答えたということですが、本当ですか。

はい、そうです。

団交は日本語で行われましたか。

はい。

あなたは日本語による回答を理解できましたか。

私の日本語が完璧ではありませんので理解ができないところもありましたし、ほかの組合員が助けてくれたところもありました。

じゃ、近大の回答をどうやって分かったんでしょうかね。

非常に理解するのは難しかったです。ある交渉のときには全く理解ができず、そして近大側が私に関して何を決定したのかということを理解することができませんでした。そして、組合員の誰もがそれを説明することができませんでした。ですので、交渉の後に組合のほうから近大側に、交渉の場に通訳を置くようにというふうな要求をいたしました。そして、近大側もそれに対して応じるという返答をしました。

2019年7月に団交が行われたんですが、あなたはその団交に出席しましたか。

はい。

その団交に通訳はいましたか。

はい。

その団交はあなたの65歳以降の雇用に関する団交でしたね。

はい、そうです。

近大はその要求に対してどのように答えましたか。

最初は、私の要求に対してはそれを拒否するというふうに回答をしました。しかし、組合側がそれに対して質問をしたところ、近大側はこれに対してはっきりと答えることができませんでした。彼らは混乱をしているようで、これに対しての回答をするのに時間が欲しいというふうに答えました。そして、その回答は2学期の早い時

期に行うということでした。

その2学期、秋学期といいますか、早い時期に行うということでしたけども、実際に団交開かれたのはいつだったか分かりますか。

実際に回答があったのは12月の後半でした。それは冬休みに入る前の最後の週でした。

では、その団交の回答はどのようなものでしたか。

そのときに得た回答は、私が考へているところでは労働組合法に関しては、こちらに関しては合意できないというものでした。そして、また70歳まで私を再雇用できるかというふうなことを聞いたところ、これに関しては近大側からは回答がありませんでした、できませんでした。

そのときに、じゃ、近大は65歳を超えて再雇用することは不可能だということは言いましたか。

それは全く言っていません。

70歳まであなたを雇えということについては答えることができなかつたということですけども、答えはいつ頃出ることになったんでしょうか。

そのときももう少し時間が欲しいということで、冬休みの後、2020年の1月に回答するということでした。

2020年の1月の会合まで待たなければならないということですね。

そうです。まだそこまで待っていました。

次に、甲8号証を示します。

(甲第8号証を示す)

これは何か分かりますか。

はい、分かります。これは12月の交渉の前に、経済学部から私宛てに送られたメールで、このとき経済学部は次年度に私に金曜日の4こまのオファーをしてきて、このスケジュールはその前までの年と同じスケジュールだったんですけども、このスケジュールの確認を取るためのeメールです。

経済学部があなたに2020年度の授業スケジュールを提示したということですね。

はい。

あなたはそのスケジュールを引き受けましたか。

はい。すぐに受け入れました。

これまで、学部ではなく法人本部とか事務局から授業スケジュールを示されたことはありましたか。

事務局から直接のそういう確認はありません。非常勤講師は、必ず学部から毎年スケジュールの確認というのを受けます。そして、1年ごとの契約を1つの学部と行います。そして、それは3月に送られてきます。

3月に送られてくる場合、複数の学部で教える場合、契約書は1つになってるんでしょうか。

はい。大学と1つの契約書を交わします。

ところで、経済学部から授業のキャンセルが正式にありましたか。

どこからもそのような連絡は受けたことがありません。

甲第23号証を示します。

(甲第23号証を示す)

これはメールのようなんんですけども、どのようなメールか説明してください。

これは12月の最初の頃に、[REDACTED]とメールのやり取りを行ったものの一部です。12月の初めの頃に[REDACTED]とは連絡を取り合い始めて、[REDACTED]側としては、もし私のほうで可能であれば1週間に2日間授業を教えてほしいということでした。

2020年度の[REDACTED]の募集に応募したのですね。

そうですね。私が12月の最初に連絡を取り、私が12月に履歴書を送りました。

そして、その履歴書を確認後に[REDACTED]から週2日の授業というふうなオファーがありました。そして、1月に面接を行い、それでいいということであれば正式な契約を交わすことになりました。

最後のメールは2020年の1月8日付けになっていますね。

はい。

これは日本語で書かれていますが、意味は分かりますか。

ここに、このメール1つだけが日本語で書かれたもので、ほかは英語でやり取りをしておりました。そして、私も勉強しました。非常に、ここで書かれているのは非常に冷たく怒ったように感じられます。そして、ここではっきりとしているのは、私がその面接のリストから外されたということです。

じゃ、[REDACTED]はあなたとの面接をキャンセルした、それはなぜなんですかね。

そして私は、このメールをその日の朝に受け取りまして、そして、この面接の日が

可能であるかどうかの確認というのを、朝に受け取りまして、そしてすぐに返信をいたしました。そして、その面接には行きたいのだけれども、次の日の朝まで待つていただけないでしょうかというふうな返信をいたしました。そして、待っていただけるようであれば連絡をくださいというふうに書きました。

それでも、■■■はあなたとの面接をキャンセルしたんですね。

はい。それはキャンセルされました。それから一度も連絡は来ません。

あなたは、その面接についての返事を1日待ってくれと言ったのはなぜなんですか。

そのeメールを■■■から受け取ったのが、近大が私を雇用するかしないかというふうな最終判断が出される同じ日だったからです。ですので、私は近大からの最終の回答を開くまで■■■に対しての約束はできませんでした。私は近大が私を雇用してくれるというふうに非常に楽観視をしていました。

そうすると、2019年12月の団交以降も近大が2020年度に再雇用する可能性があると思っていたんですね。

はい、思っていました。はい、そうですね。非常に楽観していました。9月の交渉が12月になったということは、これは近大側で何か私を雇用する方法を考えてくれているのだというふうに考えていました。10月に、ほかの教師で退職になる人たちには通知が届いていましたけれども、私には届いていませんでした。なので、私は特別だというふうに考えました。そして、その後、経済学部からのこまのオファーを受けました。ですので、非常に私は楽観的に考えており、いい結果が得られると思っていました。

だから、■■■への応募について、もう少し時間が欲しいと言ったんですね。

ですので、私はあともう一日待ってほしいと申し上げました。

その■■■からメールが届いた同じ日に、近大と組合との会合が行われたということですね。

はい。

それはいつの日か分かりますか。

eメールと同じ日でしたので1月8日です。その夕方に団体交渉のほうは行われました。eメールは朝に来ました。

じゃ、組合との近大の会議の結論はどうなりましたか。

それは近大側が私の再雇用を拒否するというものでした。

近大から雇い止め、もう再雇用しませんという正式の通知を受け取ったのはいつですか。

2020年の2月の後半です。

その2月頃に次の年度の仕事を見つけることは簡単でしたか。

2月に次年度の職を探すというのは非常に難しいです。大体、大学では次年度の募集というのは11月、12月に行って新年前に終了をしてしまいます。ですので、1月、2月はこういった募集というのは少なくなります。しかし、私はラッキーにもほかの学校で3こまの授業を、雇用を見つけることができました。そしてまた、3月は最後の変更が行われたりするということで、またチャンスはあるのですけれども、昨年はコロナの影響がありまして、全ての大学が採用のほうを中止しておりましたので、私は見つけることができませんでした。

じゃ、甲第31号証を示しますが、

(甲第31号証を示す)

こここの給与明細にある給与は、2020年4月以降は受け取っていないということですね。  
はい、そうです。

分かりました。じゃ、最後に労働委員会に訴えたいことがあれば述べてください。

自由に話しても大丈夫ですか。

はい。

本日はありがとうございます。お時間を頂戴しまして、そして貴重な努力をしていただきましてありがとうございます。私は日本人ではありませんけれども、33年間日本に住んでおりまして、もうここは故郷のようなところであるというふうに思っております。非常に日本はいい国で、法律がきちんと整備されておりまして、そして公正な国だと思っております。そして、その公正さというのは私に対しても公正である、公平であるというふうに思っております。労働法のほうはきちんと理解はしておりますが、私はここでフェアでないと思うことが2つあります。その1点目としましては、近大側としては、65歳定年であり65歳を過ぎた人たちというのは皆雇用ができないというふうに言っていますけれども、私は皆が同じではないというふうに思っております。一部にはボーナスをもらう人もあるれば、手当をもらう人もいます。しかし、私たちのような講師はただ働くと、そういうふうなことです。ですので、皆が同じであるというふうなことを言われましても、私には少し理解ができません。皆はそれぞれが違うというふうに思います。そして、この件に関して私がほかに思うことは、何年間にもわたって私は近大側との交渉をして

きました。そして、そのほとんどの交渉は非常にいいものでした。コミュニケーションはうまく取れていました。しかし、この私の件に関して近大側はベストを尽くすというふうに言ってはいましたけれども、私はもうそういうことは信じません。ただ、近大側は遅らせているだけ。そして、それは答えたくないからである。そして、ただただ遅らせて答えずに、私やそして組合が交渉の場からいなくなるのを待っているだけというふうに考えております。これは公平でもありませんし、正しいことでもありません。これは私にとって公正ではありませんし、またほかの組合員にとっても公正ではありません。ですので、近大側はこの件について謝罪をするべきだと思っております。このようなことを二度とほかの講師、そして今後の組合員に対しても行わないというふうに言って謝罪をするべきだと思います。ありがとうございます。

(休憩)

被申立人側 春木代理人

大学の代理人の春木からお伺いします。あなたは、近大で65歳を過ぎたら雇用されないとすることをご存じでしたね。

いつの時点からは分かりませんけれども、はっきりとは知りませんでした。

2017年の10月に近大と組合で団体交渉されたことは覚えてますか。

はい、覚えていると思います。

その団体交渉で、██████████さんを65歳過ぎて雇用してほしいという要望があり、近大はできないという回答をしたことがあったんですけども、覚えてますか。

██████████さんの件は覚えています。彼の要求が通らなかつたということも覚えてはいますけれども、その理由が法律によるものなのか、それとも近大の規程によるものなのかということははっきりとは理解はしておりませんでした。

このとき、近大は、大学のルールとして65歳以上は雇用しませんという説明をしてるんですけども、覚えてらっしゃらないということですか。

それは、その当時の通訳が言ったこととは違います。通訳は、近大には65歳定年というルールがあるということだけです。私はそれしか覚えていません。

今の確認ですけれども、通訳から65歳定年のルールがあるということは聞いたということですね。

はい、そのように聞きました。

あなたは、2018年の12月に雇用契約の定めのない契約に切り替えられましたね。

はい、そうだと思います。

次に、2019年6月までに、近大の学部から3月で雇用が終わりますという通知を受け取ってますね。

いいえ。6月には何も私は大学から受け取っていません。

甲第6号証の団体交渉の申入れ書を見ると、オルジックさんに対して本年度で雇用を打ち切る連絡があったという記載があるんですけども、これは間違いますか。

日付は6月ですか。

6月までに。

私はそのような通知、3月に定年を迎えるというふうなことを知らすようなものは受け取っていません。

申立人側 山下代理人

異議があります。甲第6号証の該当部分については、正確に読み上げたほうがいいと思いますが。

被申立人側 春木代理人

それでは、甲第6号証の該当部分、該当箇所を読み上げます。「一部の学部から [REDACTED]

◆ 本人に対して本年度で雇用を打ち切る旨の連絡があったことは」という記載があります。

私はそのような通知は受け取ったことがないんですけども、ここで面白いなと、興味深いなと思ったのが、コーディネーターの1人がその通知を受け取ったということを言っていました。その彼が受け取って、そこで私が定年になるということを知って非常に残念だというふうに言っていました。私はそれを聞いて、私はそのようなものは全く受け取っていないということで驚きました。それは、ほかの学部にも通知をされている、そういう定年退職者のリストのようなものでした。ですので、このような6月にそのような通知を受け取るということは、講師がそのような通知を大学側から受け取るということは聞いておりません。

2019年の7月に組合と近大で団体交渉を行われましたね。

はい。

その団体交渉では、非常勤講師のうち、契約期間のある方について65歳で契約を更新しないという規程について議論されたんですけども、覚えてますか。

私は法律的なことにはあまりよく分からないんですけども、その交渉のときに私

たちの代表のほうがいろいろな点を指摘したと思います。そして、そのときに近大側からは検討したいというふうな返事が返ってきまして、特に何もその結果は、結論というのは出なかったと思います。そして、そのような状態が9月、10月も続いたと思います。

この7月の団体交渉で、近大からは規程に基づいて65歳以上は雇用しませんというご説明をしてるんですけども、覚えてらっしゃいませんか。

これは、先ほども申し上げましたように、私にとっては非常に答えるのが難しいご質問です。といいますのも、そのときの団体交渉では、私どもの代表と近大側との質問と答えというのが繰り返されているような状態だったと思います。そして、その結果としては、ですので、私はこういった結果がそこでもたらされたということをはっきりと申し上げることはできません。私は、そこでは何も解決しなかったというふうに考えております。

次に、2019年の12月の団体交渉で、■さんとしては自分が再雇用されることを期待したとおっしゃってましたね。

はい、そうです。楽観的に考えておりました。

この団体交渉の直後に、近大から組合に対して、■さんは定年の適用があるので65歳以降雇用できませんという連絡をしてるんですけども、それについて組合から聞かれましたか。

先ほどお答えした質問と同じ内容のように思うんですけども、法律的な問題のことですよね。

もう一度ご質問します。2019年の12月の23日に、近大から組合に対して、■さんは定年を迎えるので65歳以降雇用できませんというご連絡をしてるんですけども。

そのように言っていたかもしれませんけども、近大側はもう少し時間を持って最終的な回答をしたいというふうに言ったと思います。もう少し付け足してもよろしいでしょうか。

審査委員

はい。

12月の後半に行われた交渉のときに、何らかの法律に関することで少しはっきりと調べたいことがあるというふうなことをおっしゃっていたと思います。これは私

のことかどうか、私の件に関することかどうかということは分かりませんけれども、何かを近大側に質問がされて、それに関して調べる必要があるというふうな答えがあつたというふうに記憶しております。

被申立人側 玉越代理人

それでは、被申立人の代理人の玉越から何点かお伺いいたします。あなたは、近畿大学と雇用契約を一番最初に結んだときに定年制、就業規則についての説明を受けましたか。

2000年のことでしょうか。

はい。

そのようなことは契約書の中には含まれていなかつたと思います。

近畿大学では、非常勤講師を含め職員の方皆さんに、規程をウェブ上で見られるようにしてあります。そして、英語版も用意してあるんですけど、それはご存じですね。

今はそういうふうなウェブサイトがあるということは知っていますけれども、2000年当時、私が最初に契約を行つたときにはそのようなものはなかつたと思ひます。そして、その当時、私には英語版の契約書も渡されていませんでした。

それから、団体交渉の議題について少しお伺いしたいんですけども、2019年の6月から組合と近畿大学では何度か団体交渉を重ねてますね。

7月、12月、それから1月8日というふうに、はい、交渉を重ねております。

その中で、中心となる議題が組合から提出された議案なんんですけど、これが組合の定年任用制限と云うんですけど、定年制を70歳にしてください、あるいは任用制限年齢を廃止してくださいということが中心の議案であったということは理解されてましたか。

はい、そうだと思います。

むしろ、あなたの雇い止めというよりは、むしろ近畿大学の非常勤講師に対する定年制についての議題、要するに制度についての議論が中心だったという記憶はないですか。

どちらが主要な議題であったかということに関しては、私は答えられません。

答えられなかつたのか、その場で聞いてて分からなかつたのか、どちらでしょうか。

その優先順位に関しては理解をしておりませんでした。優先順位があるということを理解しておりませんでした。

団体交渉でどのような議論が行われたかは、組合からは何か解説を受けられたりしてたんでしょうか。

通訳が、しっかりした通訳がそのミーティングには入っていました。

そしたら、ちょっと重なる質問になるかもしれませんけれども、あなたに対する雇用は再雇用しないという通知を大学側から山下さんほうに送ったりしてるんですけども、それについてそういう通知が来たよということは連絡受けてますか。

山下さんに聞いてみていただかないと。

いやいや、山下さんから聞きましたか。

申立人側 山下代理人

ちょっと今の質問が、前提がおかしいんじゃないですか。山下さんに送ったと言っていますけど、それ、示してもらわないと。

被申立人側 玉越代理人

ああ、そうしようか。甲11号証の該当部分を読み上げます。「[REDACTED]先生の定年の件ですが、語学の教員については、後任の非常勤講師も見つかることから、65歳定年の例外運用はありません」、このようなメールを山下さんに送ってるんですが、この事実は聞いておられますか。

申立人側 山下代理人

その全文を読んでもらわないと。あと、2文下のところを含めて。

被申立人側 玉越代理人

いや、まあ取りあえず、これで。

申立人側 山下代理人

いやいや、これだけでは答えようがないと思うんですけどね。部分的な事実であって事実になりませんから。

被申立人側 玉越代理人

そういう、このメールの……

申立人側 山下代理人

全文読んでもいいじゃないですか。そんな。

被申立人側 玉越代理人

読んでもいいけど、全部訳すの。

申立人側 山下代理人

大丈夫、しっかりした通訳やからちゃんとできます。

審査委員

そしたら、全部読んでください。

被申立人側 春木代理人

日本語のほうは先生が読んでくれないと。読んでもいいですか。

審査委員

そちらのほうで、悪いですけど。

被申立人側 玉越代理人

見せたほうがいいん違うか。

審査委員

読んでいただいて。

被申立人側 玉越代理人

ほんなら、「[REDACTED]先生の定年の件ですが、語学の教員については、後任の非常勤講師も見つかることから、65歳定年の例外運用はありません。しかしながら、先般、経済学部から来年度の担当の打診があったということを伺いましたので、事実確認を行っております。結論を早急にお伝えできる状況にしたいと思っておりますが、意見調整にも時間が要する状況です。明日までに結論ができるのであれば、メールでお伝えしたいと思っております。よろしくお願いします」という内容です。

そして質問は。

このメールの内容を山下さんから聞いてますかということ。

もし山下さんからのメールに関して話すことができるのであれば、私が受け取ったeメールに関して話はできますけれども。

少なくとも2019年の12月の段階では、あなたは65歳で定年になり再雇用されないということを前提に協議をしてたんじゃないんですか。

いえ、そのように思っていません。

はい、結構です。

審査委員

そしたら反対尋問はこれでいいということですので、そちらのほうはどうですか。

申立人側 山下代理人

じゃ、1点だけ。申立人代理人の山下ですけども、先ほどの質問に対してですね、2019年の6月頃にコーディネーターからね、あなたは定年になるというふうに言われたということを言われましたね。

それは、そのコーディネーターの人の学部のメールのものなんですけれども、そし

て、そのときに████████さんが、私が定年の予定であるというふうに書かれていたということです。そのコーディネーターは、実際私の友人でありまして、非常に私が定年を迎えるということを聞いて、退職するということを聞いて驚いておりました。そして、私も驚きました。あと1点、付け加えてよろしいですか。

審査委員

はい。

その会話をしたのは昼食を食べているときの会話でした。そして、そのとき私はまだ何も聞いていないし、これを交渉していくのかどうかということもそのときは決めていませんでした。

申立人側 山下代理人

そのときに退職者リストがあるようなことを言われたんですけども、あなたはその退職者リストを見たのか、あるいはコーディネーターはその退職者リストを見たということだったんですか。

私は見たことはありません。そして、彼は、私にはほかの人の名前というのを全く言っておりませんでした。ですので、これはコーディネーター向けのものであったと思います。

コーディネーターは退職者リストを受け取ったと言ったんですか。

コーディネーターは、毎年6・5歳に達する講師のリストを受け取るというふうに言っていました。

それ、何学部のコーディネーターですか。

薬学部です。

経済学部のコーディネーターからそんな話は聞きましたか。

いいえ。

あなたは薬学部と経済学部と経営学部でしたかね、教えているのは。

はい、そうです。

経営学部のコーディネーターは、退職者リストのようなことを言ってましたか。

いいえ。

退職者リストがあるというのは本当なんですか。もう一回言います。あなたは退職者リストが各学部に渡されてるということを信じてるんですか。

私は、退職者リストということに関しては何も聞いたことはありませんけれども、

私はそのコーディネーターの彼のこと信じていますし、恐らくそのリストというのは何らかの非公式なリストではないかというふうに思っておりまます。ただ、そのコーディネーターが私に言ったのは、あなたが退職になるなんて非常に残念だよというそのことだけでした。ほかには何も言っていません。

退職者リストがあるんであれば、近大は全学部にリストを渡してるはずですし、この労働委員会にもそのリストのコピーを出すはずなんですね。もう一回聞くんですけども、あなたの薬学部のコーディネーターは、退職者リストに基づいて、あなたはその年度末で退職になるんですねと言ったのか、覚えてますか。

そういったリストに関しては、そういった会話をするまでは一度も聞いたことがありませんけれども、過去の経験から、大体10月頃に個別に通知が来るということです。1人の講師は2019年にそういった通知を個別で受け取っていました。

先ほどの主尋問のときに、コーディネーターがあなたは2019年度で退職することになると聞いたと。それは退職者リストに基づいてそういうふうに言ったというような証言をされたと、通訳がそうなってるんですけども、その退職者リストという表現をしなかったんですね。

それを聞いたんでしょうか、そうか私が言ったんでしょうか。

彼が言った。

そうは言っていません。私自身はそのようなリストは見ておりません。けれども、私が驚いたのは、私が退職を迎えるということを知る前に彼のほうが先に知っていたという点です。そして、それは、彼が言うには、その退職者リストを受け取った。そして、それを基に私たちが新しい講師を探さなければいけないというふうに言っていました。それ以上のことは分かりません。そして、彼が言っていたのには、全ての学部がこのリストを持っていると思うというふうに言っていました。しかし、私がここで驚いたのは、彼のほうが私自身よりも私の退職について先に知っていたことです。彼が言うには、あなたの名前がそのリストにあると言いました。

そのコーディネーターはリストがあると言ったんですか、本当に。

被申立人側 春木代理人

異議あり。重複かつ誤導になってますので、もうリストについては [REDACTED] 先生のご意見は明らかだと思います。

申立人側 山下代理人

いや、先ほどの再主尋問のときに答えたことと今の答えが違っているのでね、確認のために。

被申立人側 春木代理人

でも、今の……

申立人側 山下代理人

リストは、再主尋問のときにはリストはないと言ったんですよ。

被申立人側 春木代理人

いえ、ずっとあるとおっしゃってます。私は見てないけれども、コーディネーターがリストに基づいて話を聞いたというご意見はずっと変わってないので、それは誤導だと思います。

申立人側 山下代理人

だから、再主尋問で聞いたら、そういうものはなかったと。プライベートで言っただけだと言うからね、リストに基づいてる……

被申立人側 春木代理人

その後に質問されて、[REDACTED]さんは、私は見てませんがコーディネーターがリストに基づいてあなたの名前を見たと今もおっしゃったところですので、これ以上は誤導かと思いますが。

申立人側 山下代理人

だから再確認してるので。

被申立人側 春木代理人

もうそれも要らないかと思います。

申立人側 山下代理人

質問を止める必要はありませんよ。今の最後の質問だけ。そのリストが……

審査委員

そしたら最後の質問というか、最終の今おっしゃってる件。

申立人側 山下代理人

コーディネーターはそのリストを見てあなたが退職する、リストを見たと言ったんですか。

はい。彼が見た。

審査委員

では、こちらの委員のほうからの質問をさせていただきます。私のほうから確認をさせて

もらいました。2009年にこの大阪教育合同労組の近大支部が結成されました。そのときに支部長に選ばれたということですね。その2009年に [REDACTED]さんは支部長に選ばれたんですか。

はい、そうです。私が初代の委員長です。

そして、その支部長は、[REDACTED]さんはいつまで支部長を務められましたか。

ほぼ2年間それから支部長を務めましたが、その後、病気になりましたので、その間活動が、1年間仕事も休みましたので、支部長の職は辞任いたしました。

そして、病気ということもあったようすけども、団体交渉が行われておるときに、[REDACTED]さんは病気の以外のときはほとんど団体交渉に出席されておられたということでしょか。

1つは参加できていませんけれども、ほかのものには参加いたしました。

特にこの非常勤講師、[REDACTED]さんもそうですけども、70歳に退職年齢を引き上げるという交渉が行われていたということですけども、この引上げというテーマでの団体交渉には、もう[REDACTED]さんは全て出席されていたということでしょうか。

はい。近大との交渉には全て参加しておりました。

既に[REDACTED]さんのほうから答えていただいてますので、再確認になってしまふか分かりませんけども、2019年の7月18日の団体交渉、そして2019年の12月19日の団体交渉、そして2020年の1月8日ですね、そういう交渉がありましたということですけど、それ全てに参加されてたというふうに聞いたんですけど、そういうことでいいですね。

1月8日には参加しておりません。

1月8日は参加していないということですね。

はい、そこは参加していません。

以上

C

C